

A D P 実施細則

ADP実施細則

(目的)

第1条 本細則は業務規程第3条第8項の規定に基づき、ADPに関し、必要な事項について規定する。

(対象とする商品)

第2条 ADPの対象とする商品は、次のとおりとする。

- (1) 石油
 - イ ガソリン
 - ロ 灯油
 - ハ 軽油
- (2) 中京石油
 - イ ガソリン
 - ロ 灯油
- (3) 貴金属
 - イ 金
 - ロ 銀
 - ハ 白金
 - ニ パラジウム
- (4) ゴム
 - イ リブドスモークドシート3号
- (5) 農産物・砂糖
 - イ 一般大豆
 - ロ 小豆
 - ハ とうもろこし

(利用可能対象者)

第3条 ADPは、次の各号の一に該当する者に限り行うことができるものとする。

- (1) 取引参加者（業務規程第6条第1項に定める取引参加者をいう。以下同じ。）
- (2) 当業者
- (3) 当社が適当と認めた者

(申出方法及び承認等)

第4条 ADPの申出方法及び承認等は、次のとおりとする。

- (1) 申出を行う取引参加者は、各受渡細則に規定する期間内に、以下の書類を当社に差し出さなければならない。

イ 渡方及び受方が連署した申出書

ロ 受渡当事者間において、ADPを行うことについて同意する旨を記載した書面(ただし、渡方及び受方の双方が取引参加者の自己の計算による場合を除く。)

(2) 当社は、前号の申出について、問題がないと認めるときは、これを承認するものとし、当社の承認をもって当該申出が成立するものとする。ただし、当社が必要と認めるときは、申出取引参加者に対しADPに関する詳細な説明を求め、又は資料の提出を求めることができるものとし、この場合において、当該取引参加者が正当な理由なくこれに応じないとき、若しくは説明又は資料を求めた結果、ADPにより受渡しを行うことが適当でないと当社が認めたときは、他の受渡方法に変更を指示、若しくは当該申出を承認しないことができる。

2 当社は、承認した申出について、遅滞なく当該取引参加者に対し通知する。

(申出の取消)

第5条 ADPの申出を行った取引参加者は、その申出を取り消すことができない。

(受渡条件)

第6条 受渡当事者は、双方の責任において受渡供用品、受渡場所、受渡日、受渡方法、決済結了の方法等の受渡条件を定めるものとする。

(法定帳簿の記載方法)

第7条 ADPを行った取引参加者は、法定帳簿上、ADPにより受渡しを行ったことが判別できるよう、これを記載しなければならない。

(受渡細則の準用)

第8条 石油受渡細則第3条第1項及び第4条の規定は、石油市場に係るADPについて準用する。

(改廃)

第9条 本細則の改廃は、代表執行役社長の決裁をもって行う。

附則

本細則は、平成26年9月26日に施行する。

附則

第3条（利用可能対象者）、第4条（申出方法及び承認等）、第5条（申出の取消）及び第7条（法定帳簿の記載方法）の変更規定は、平成28年10月31日に施行する。

附則

第2条（対象とする商品）、第3条（利用可能対象者）、第4条（申出方法及び承認等）及び第8条（受渡細則の準用）の変更規定は、平成29年3月3日に施行する。